



特 定 相 談 支 援 事 業 所  
障 害 児 相 談 支 援 事 業 所  
の 指 定 事 務 手 続 き に つ い て

平成25年4月1日版

小田原市福祉事務所  
障がい福祉課

# 指定特定相談支援／障害児相談支援 事業者指定基準

## I. 人員に関する基準

- 「管理者」及び「相談支援専門員」を置くこと。（現行の「指定相談支援事業者」と同様です。）

### 従業者

- 事業所ごとに専従の相談支援専門員を1人以上置くこと。
- 地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）との兼務可。
- 業務に支障が無い場合は、その相談支援事業所の他の職務に従事したり、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することが可能。  
（⇒業務に支障がなければ、相談支援事業所の管理者を兼ねることも可能。）

### 管理者

- 事業所ごとに配置すること。
- 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する者であること。
- 管理業務に支障が無い場合は、その相談支援事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 管理者は、相談支援事業所の従業者である必要はない。

### 相談支援専門員となるためには…

- 以下の①・②のいずれの条件も満たしていることが必要。
  - ① 障がい者の保健/医療/福祉/就労/教育の分野に関する支援業務について、一定の実務経験があること。
  - ② 都道府県が実施する「相談支援従事者初任者研修」を修了していること。

## II. 設備に関する基準

- 事業を行うために必要な広さの区画を有すること。
- 相談支援の提供に必要な設備及び備品を備えること。

## III. その他「総合的に相談支援を行う者であること」の基準

- 以下の①～③を全て満たすことが必要。
  - ① 3障がい対応可能であること
    - ・他事業所との連携により対応可能な場合も含まれる。
    - ・対象者を特定する場合、他事業所との連携体制について、その内容を確認できる書類が必要。
  - ② 医療機関や行政機関等との連携体制を確保していること
    - ・医療機関、行政機関等との連携体制について、具体的な内容を記載した書類が必要。
  - ③ 計画的に研修や事例検討を行う体制を整えていること
    - ・研修計画、事例検討の体制等について具体的な内容を記した書類が必要。

## 相談支援支援専門員の要件となる実務経験の範囲と必要年数

業務の範囲	業 務 内 容	必要経験年数
Ⅰ 相談支援業務	(1) 相談支援事業に従事する者 (2) 相談機関等において相談支援事業に従事する者（公的機関等） (3) 施設等において相談支援業務に従事する者（障がい者施設、高齢者施設等） (4) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 ① 社会福祉主事任用資格を有する者 ② 訪問介護員２級以上に相当する研修を修了した者 ③ 国家資格等※を有する者 ④ 上記(1)～(3)の業務に１年間以上従事した者 (5) 就労支援に関する施設において相談支援業務等に従事する者（障がい者職業センター等） (6) 特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者（盲・聾・養護学校）	5年以上
Ⅱ 介護等業務	(1) 施設等において介護業務に従事する者 (2) 障害福祉サービス事業等において介護業務に従事する者（障害福祉サービス、老人居宅介護等） (3) 医療機関等において介護業務に従事する者（医療機関、訪問看護事業所等）	10年以上
Ⅲ 有資格者等	(1) 上記Ⅱの介護業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 ① 社会福祉主事任用資格を有する者 ② 訪問介護員２級以上に相当する研修を修了した者 ③ 児童指導員任用資格者 ④ 保育士	5年以上
	国家資格等※による業務に5年以上従事している者が、上記Ⅰ・Ⅱの業務に従事する場合	3年以上

※「国家資格等」とは・・・

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士

# 指定特定相談支援／障害児相談支援 事業所指定申請手続き

## I. 事業所指定申請の流れ

### (1) 指定申請の予約、相談等

- まずは、小田原市障がい福祉課厚生係に電話でその旨をご連絡ください。《Tel0465-33-1467》  
※指定申請は、各事業所の所在地の市町村に行くこととなります。
- 指定申請書類の確認のため、来庁の予約等を承ります。《指定申請は予約制とさせていただきます》
- 指定申請の最終締め切りは指定希望月の前月15日です。  
提出書類や事業内容等について確認をさせていただくこともありますので、余裕をもって申請してください。



### (2) 指定申請書類の提出

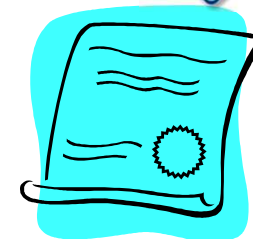
- 予約の日時に合わせ、申請書類を持参のうえ障がい福祉課（本庁舎2階13B番窓口）までご来庁ください。提出書類の確認をさせていただきます。  
場合により、提出書類の補正をしていただくこともありますのでご了承ください。

※提出書類は別冊資料のとおりです。  
紙ベースでご提出頂くもののほか、電子データ（CD-R）で  
願いますものもありますのでご注意ください。



### (3) 審査～指定の通知

- 指定申請が済み、指定特定相談支援事業所／障害児相談支援事業所として指定されますと、指定申請を行った月の月末に、指定年月日・事業所番号等が記載された「指定書」を本市から事業所所在地に送付します。  
指定書に記載された指定年月日から、該当する相談支援事業を開始することができます。



## Ⅱ. 指定申請の締め切り

- 事業所の指定は毎月1日付で行います。
- 申請の締め切りは、事業所指定を受けようとする月の前月15日（15日が休日の場合はその直前の平日）です。  
例えば、4月1日付の事業所指定を受けようとする場合は、3月15日までに事業所指定申請を行う必要があります。  
多数の提出書類をご用意いただくこととなりますので、時間的に余裕を持って手続きされるようお願いいたします。

## Ⅲ. 指定特定相談支援事業所／障害児相談支援事業所 指定申請に必要な書類

- 本市所定の様式にて申請書及び添付書類一式をご準備ください。  
事前に電子データにて提供しますので、下記連絡先までご連絡ください。（Eメールにて直接送付いたします。）



小田原市 福祉健康部 障がい福祉課 厚生係  
TEL：0465-33-1467（直） / FAX：0465-33-1317  
E-mail：[shofuku@city.odawara.kanagawa.jp](mailto:shofuku@city.odawara.kanagawa.jp)

## Ⅳ. 注意事項

- ※指定申請には、事務処理上、一部電子データ（原則としてCD-R等を利用）が必要です。  
その際は、必ずウイルスチェックを実施し、安全を確認した上でデータをご提出ください。
- ※事業所等に設置するパソコンには必ずアンチウイルスソフトを導入し、常に最新のパターンファイルに更新してください。
- ※ウイルス感染を未然に防ぐとともに、万が一感染した場合は外部へ広めないように注意を。



(参考) 特定相談支援／障害児相談支援 指定事務フロー

